

仕 様 書

1 件名

リスティング広告の掲載（東京都新型コロナウイルス対策支援 特設サイト）

2 目的

東京都新型コロナウイルス対策支援 特設サイトの認知度及び利用者数の増加

3 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

（広告期間：Googleの広告審査終了後から令和3年3月31日（水）まで）

4 履行場所

公社の指定する場所

（WEB検索サイト（Google）。配信エリアは東京）

5 広告内容

（1） リスティング広告

ア タイトル『東京都新型コロナウイルス対策支援 特設サイト（仮）』

イ 本文：中小企業（個人事業主）向けの新型コロナウイルス関連支援策をまとめたポータルサイト。資金繰りや助成金等の支援情報が分類別に掲載されています。

※ 本文の記載内容については、契約締結後、受託者と公社の担当者とは協議を行った上で記載内容を確定させる。

ウ クリック後に飛ぶ頁： 東京都新型コロナウイルス対策支援 特設サイト（仮）

6 媒体契約形式等

（1） リスティング広告

検索連動型で、クリック課金型。受託者は東京都新型コロナウイルス対策支援 特設サイト（仮）を参考にしたキーワード、広告文を提案する。

（2） 媒体費用は、クリック単価×クリック数（クリック課金額）を実績に応じて支払う。クリック課金額の上限を広告期間において総額5,000,000円（税抜）で設定し、その他代理店の手数料等と消費税を加算した概算契約とする。なお、契約期間の満了前に予定金額に達した場合、または予定金額に達しなくても契約期間が満了した場合は、契約終了とする。

（3） 履行期間を通じて広告が行えるよう、毎月の広告量については、実績をみながら、公社と協議の上設定する。

（4） サポート体制

ア 結果に関するレポートの作成と公社への報告は1カ月に1回以上（作成単位は1日ごと）行うこと。

イ キーワード提案は随時行うこと（公社と協議の上設定する）。

ウ 現状分析・改善提案等の報告は随時（月1回以上）行うこと。

エ 入札管理順位コントロールは毎日実施し、掲載順位の向上に努めること。

オ その他作業依頼についての対応は随時行うこと。

7 支払方法

- (1) 業務完了後に一括払とする。
- (2) 代理店の手数料等については、媒体費用の実績に割合を乗じて支払う。金額に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる。

8 その他

- (1) 結果に関するレポートの作成の際に使用する様式については、公社と協議を行うこと。
日別、時間別、キーワード別の表示数及びクリック数の集計等必要と思われる項目を報告すること。
- (2) 契約金額は、課金額の上限を設定し、代理店の手数料等と消費税を加算した総額とする。
- (3) 履行するにあたり発生する掲載内容の微修正等、一切の経費は本契約に含まれる。
- (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (5) 仕様に記載のない事象、及び不明な点については担当部署職員との協議による。

【契約情報の公表】

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額。

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

【暴力団等排除に関する特約事項】

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。

9 担当部課

東京都中小企業振興公社 総合支援部 企業人材支援課

電話：03-3251-7905 FAX：03-3251-7909